

せとうち半導体共創コンソーシアム設立総会 次第（案）

日時：2023（令和5）年3月
日
〇〇時～（オンライン）

1. 開会
2. 設立準備会代表あいさつ
3. 関係機関あいさつ
4. 出席者報告
5. 議事
 - （1）第1号議案 せとうち半導体共創コンソーシアム規則（案）について
 - （2）第2号議案 2023（令和5）年度役員選出について
 - （3）第3号議案 2022（令和4）年度収支予算（案）について
 - （3）第4号議案 2023（令和5）年度事業計画（案）について
 - （4）第5号議案 2023（令和5）年度収支予算（案）について
6. 閉会

せとうち半導体共創コンソーシアム 設立趣意書（案）

半導体は、全ての産業や日常生活に必要な不可欠な重要物資である。一方で、半導体産業はデバイスの製造だけでなく、製造装置・部品、ガス、薬品、超純水等の材料、クリーンルームといった建築の領域も含む集積産業であり、高度な生産技術の結晶である半導体はこれら多様な産業の全体最適化があって生産可能となる。

近年、半導体産業では、半導体そのものの高性能化だけでなく、製品としての省電力化や、材料の製造、生産ライン、部品や装置の動作に至るまで、カーボンニュートラルに代表される持続可能性への対応が課題となっている。従って、半導体産業が今後も産業として存続するためには、企業間で互いのニーズと能力を理解しながら、上流から下流に至る全ての技術の革新を目指すことがより一層必要となっている。

また、ロジック、パワー、センサ、メモリ等、様々な顔を持つ半導体はそれ自体が部品である。従って、半導体を使用する機器及び製品の性能やニーズを理解しながら研究開発を進めるために、得意分野を持つ様々な企業が目標を1つに定め集う環境を備えた研究拠点が必要である。

我が国は、半導体製造のサプライチェーンが全てそろそろ数少ない国の1つであるが、その強みを伸ばす取組を今国内で始めなければ、半導体だけでなくあらゆる産業の開発が停滞し、産業競争力のさらなる劣化を招くことは明らかである。

東広島市には、1980年代から世界や我が国の半導体研究開発をリードしてきた広島大学ナノデバイス研究所が存在し、最先端DRAMの開発・製造拠点であるマイクロンメモリジャパンを中心に、主要な半導体製造装置メーカーのメンテナンス拠点が集積している。備後地区にも多くの半導体関連企業が立地しており、半導体産業を俯瞰して研究開発を集約する拠点として最適な環境の1つと考えられる。

本コンソーシアムは、こうした強みを踏まえ、地元自治体である広島県及び東広島市と連携して最先端の半導体関連研究開発及び人材育成の拠点を形成し、世界有数の拠点へと成長させることを目指す。

そのために、半導体産業の未来に貢献する研究目標を掲げ、本コンソーシアムが研究開発のハブとして機能する場とともに、半導体関連産業全体から研究員が集い、教職員や学生と共に活動することでシナジーを生み、成果を創生する環境を整備する。

関係各位の賛同をもとに、一体となって共創のための体制を構築し活動することで、世界最先端の半導体関連研究開発及び人材育成拠点を形成し、国として戦略的に安定供給が必要な先端ロジック半導体の要素技術をはじめ、次世代半導体の製造技術プラットフォームの実現を目指すため、ここに「せとうち半導体共創コンソーシアム」を設立する。

議案第1号

せとうち半導体共創コンソーシアム規則（案）

せとうち半導体共創コンソーシアム（以下、「本共創コンソーシアム」という）の運営等に必要な事項について、以下のとおり規約を定める。

第1条（名称）

本共創コンソーシアムの名称は、「せとうち半導体共創コンソーシアム」とする。

第2条（目的）

本共創コンソーシアムは、広島大学ナノデバイス研究所を中心に、産官学が連携して極限領域エレクトロニクスの研究開発を推進するとともに、半導体産業の中核を担う人材を育成し、我が国における半導体産業の振興と地域の活性化に貢献することを目的とする。

第3条（事業）

本共創コンソーシアムは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 極限領域エレクトロニクスに関する研究開発の企画・運営
- (2) 半導体産業に貢献する人材の育成
- (3) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

第4条（会員）

本共創コンソーシアムの目的及び事業に賛同する企業及び団体（教育・研究機関及び公的団体）等を会員とする。

2 会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 正会員：広島大学、本共創コンソーシアムの目的に賛同し事業に参画する企業及び団体等
- (2) 賛助会員：本共創コンソーシアムの目的に賛同する企業及び団体等
- (3) 特別会員：本共創コンソーシアムへの貢献を総会で認められた企業及び団体等

第5条（欠格条項）

次のいずれかに該当する企業及び団体等は、会員となることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する企業及び団体等
- (2) 暴力団関係者が役員として構成する法人その他の団体に属する企業及び団体等
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある企業及び団体等
- (4) 暴力的行為、脅迫的行為その他これらに準ずる行為をするおそれのある企業及び団体等
- (5) 本共創コンソーシアムの活動を政治的・宗教的な活動に利用するおそれのある企業及び団体等
- (6) 本共創コンソーシアムの活動を毀損するような目的に利用するおそれのある企業及び団体等

(7)その他、運営委員会において不適格と認められた企業及び団体等

第6条（入会）

本共創コンソーシアムに入会を希望する企業及び団体等は、所定の様式により入会申込書を事務局へ提出して申し込むものとする。

2 入会の承認及び不承認は、運営委員会において決定し総会に報告する。

第7条（会費）

本共創コンソーシアムの会費は、総会の承認をもって別に定める。なお、総会において会費と同等以上の本共創コンソーシアムへの貢献を認める場合、教育・研究機関及び公的団体は会費を免除できるものとする。

第8条（退会）

会員は、所定の様式により退会届出書を事務局へ提出することによって随時本共創コンソーシアムから退会することができる。なお、会員が既に納入した会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

2 入会后、第5条の各号に定める欠格事項に該当すると判明した場合は、運営委員会において審議しその会員を除名できるものとする。

第9条（秘密保持）

本共創コンソーシアムの活動に関連して開示される情報が秘密情報として取り扱われるべき場合は、情報開示者は、その旨及び秘密保持義務の内容を情報受領者に伝えた上、情報受領者の同意を得た場合に限り情報を開示するものとし、情報受領者は提示された秘密保持義務を遵守するものとする。情報受領者は、当該秘密保持義務に同意できない場合、その旨を情報開示者に伝え、情報の受領を免れることが出来るものとする。なお、秘密情報に関してより詳細な取り扱いが必要な場合は、別途運営委員会で審議するものとする。

第10条（知的財産権）

知的財産権の取扱いについては、会員間で共同研究契約を締結する際に定めるものとし、あらかじめ方針の決定が必要となる場合は、別途運営委員会で審議するものとする。

第11条（役員）

本共創コンソーシアムには、総会において選出し決定した会長1名、副会長1名を置く。

2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第12条（職務）

会長は、本共創コンソーシアムを代表し、その事業を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在時においてその職務を代行する。

第13条（総会）

本共創コンソーシアムに、総会を置く。

2 総会の運営方法に関しては次のとおりとする。

(1)総会は、正会員をもって構成し、年1回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。

(2)総会は、必要に応じて、書面または電子メール等の電子的手段により開催することができる。

(3)総会は、本共創コンソーシアムの事業及び運営の基本的事項について決議する。

(4)総会は、執行機関たる運営委員会の構成員として、正会員から運営委員を選任する。

(5)総会は、正会員の過半数の出席（代理出席、委任状を含む）をもって成立する。

(6)総会の議決は、出席者（代理出席、委任状を含む）の過半数をもって決するものとし、可否同数

の場合は会長の決するところによる。

(7)総会は、会長が招集し議長をつとめる。

第14条（運営委員会）

本共創コンソーシアムに、執行機関として運営委員会を置く。

2 運営委員会は、会長が指名する10名以内の委員並びに広島大学ナノデバイス研究所長で構成し、本共創コンソーシアムの事業計画及び事業報告、予算及び決算等、運営に関する重要事項を審議し、決定する。

3 運営委員会の委員長は、広島大学ナノデバイス研究所長をもって充てる。

4 運営委員会の運営方法については、運営委員会が自ら定めるものとする。

第15条（推進委員会）

運営委員会は、各事業を円滑に実施するために必要に応じて推進委員会を置くことができる。

第16条（事務局）

本共創コンソーシアムの事業の推進に係る事務の取扱を担うため、広島大学ナノデバイス研究所に事務局を置く。

第17条（会計）

本共創コンソーシアムの運営のための経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 本共創コンソーシアムの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 本共創コンソーシアムの予算及び経費の執行管理は広島大学が行うものとし、会計の取扱いに関して必要な事項は別に定める。

第18条（その他）

この規約に定めるもののほか、本共創コンソーシアムの運営等に必要な事項は、総会の議を経て、会長が別に定める。

附則 この規約は、2023年〇月〇日より施行し、5年が経過した際には運営委員会

の判断によって見直しを行うものとする。この場合において、会員から特に異議がなければ自動的に更新されるものとする。

2 この規約の施行後、初めて就任する会長及び副会長の任期は、第11条第2項の規定にかかわらず2025年3月31日までとする。

(別紙)

2023年2月7日時点

せとうち半導体共創コンソーシアム 規約に関して別に定める事項

第3条第3号（事業）関係

本共創コンソーシアムの目的を達成するために、以下の事業を推進する。

- (1) Jイノベーションプラットフォーム事業（経済産業省）

第4条第2項関係

本共創コンソーシアムの会員区分に対応する活動内容は、次表のとおりとする。

会員区分	年次報告書/ シンポジウム	学内機器利用 (技術指導)	技術セミナー/ 展示(自社技 術) (※1)	運営参加 (任意)
正会員S (※ 2)	○	○	○	○
正会員A	○	○	○	○
正会員B	○	○	△	
賛助会員	○			
特別会員	○			

※1 会員が実施できるセミナー及び展示の内容については、運営委員会で別途定める。

※2 本共創コンソーシアムへの正会員Aを上回る貢献を総会において認めた企業。

第6条（入会）関係

本共創コンソーシアムへの入会申込書は以下のとおりとする。

せとうち半導体共創コンソーシアム 入会申込書

申込日： 年 月 日

会員区分	1. 正会員A	2. 正会員B	3. 賛助会員
------	---------	---------	---------

■法人会員及び本件代表者

ふりがな 会社名	
所在地	〒
ふりがな 氏名	
部署	
役職	

■部門責任者 ※ 代表者と同じ場合は“同上”をご記入ください。

ふりがな 氏名	
部署	
役職	

■窓口担当者 ※ 代表者と同じ場合でも連絡先（TEL及びE-mail）の情報をご記入ください。

ふりがな 氏名	
部署	
役職	
TEL	TEL：
E-mail	

■会員であることの公表の可否

<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
----------------------------	-----------------------------

【備考】

1. この入会申込書は、会員原簿として保存します。
2. この入会申込書は、記入後にE-mailでお送り下さい。
3. 記入いただいた個人情報などは、本コンソーシアム事業以外の目的で使用されることはありません。

【送付先・お問い合わせ先】 せとうち半導体共創コンソーシアム事務局

E-mail: rnbs (at) hirosshima-u.ac.jp TEL: 082-424-6265

第7条（会費）関係

本共創コンソーシアムの会員は、毎年度、運営費として、次表に掲げる会員区分に基づき本共創コンソーシアム事務局が発行する請求書に基づいて会費を支払うものとする。ただし、初年度に限り、入会が10月1日以降となる場合は年会費を半額とする。

会員区分	年会費（案）
正会員S	正会員A超
正会員A	200万円
正会員B	50万円
賛助会員	10万円

第8条（退会）関係

本共創コンソーシアムへの退会申出書は以下のとおりとする。

せとうち半導体共創コンソーシアム 退会届出書

年 月 日

下記のとおり、せとうち半導体共創コンソーシアムを退会したく届け出ます。

1. 法人名 _____

2. 住所 _____

3. 電話番号 _____

4. 退会日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

第17条（会計）関係

本共創コンソーシアムの会計処理は、広島大学会計規則(平成16年4月1日規則第124号)に準じて行う。

議案第 2 号

第 2 号議案 2023 (令和 5) 年度役員 (案)

議案第 3 号

2023（令和 5）年度事業計画（案）

議案第4号

2022（令和4）年度収支予算（案）

（収入）

単位千円

費目	内訳	金額
負担金	東広島市負担金	235,000
計		235,000

（支出）

費目	内訳	金額
施設整備費	工事費 ナノデバイス研究所Jイノベ棟整備費	235,000
計		235,000

議案第 5 号

2023（令和 5）年度収支予算（案）

（収入）

単位千円

費目	内訳	金額
会費	会費	10,000
負担金	広島県負担金	10,000
	東広島市負担金	10,000
計		30,000

（支出）

単位千円

費目	内訳		金額
人件費	雇用等経費	・人材育成事業運営専任雇用職員(1名)	6,000
		・ASU等国際大学間連携担当臨時職員(1名)	3,000
		・事務補助, アテンド対応等臨時職員(1名)	2,000
事業推進費	教員事業費 印刷製本費 報償費 旅費 委託費 その他経費	・基盤教育研究, 研究環境整備	3,000
		・事業報告書, セミナーパンフレット等	1,600
		・講師謝礼	1,000
		・大学連携事業(海外含む), 視察調査	2,000
		・国内旅費	800
		・合同シンポジウム運営(1回)	1,500
		・会場設営(音響機器等)(1回)	700
間接経費	間接経費	・ホームページ作成, 更新(英語版含む)	2,700
		・消耗品等	3,000
間接経費	間接経費	・事業の実施に係る間接経費	2,700
計			30,000